

広島県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十六年十二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高田沖美江田島線	江田島市江田島町江南一丁目二〇一四番一地从先から江田島市江田島町江南一丁目二〇一八番一地从先県道江田島大柿線交点まで	平成二十六年十二月八日